

# PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

NAGOYA  
STOCK EXCHANGE

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008  
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

平成 24 年 2 月 29 日

各 位

## 2 月社長記者会見

1. セントレックスの位置づけの明確化及び経済環境等を踏まえた  
本則市場の上場審査の見直し等に係る上場制度の整備について <資料 1 >
  
2. 平成 23 年金融商品取引法改正及び売買単位の集約に係る  
上場制度の整備等について <資料 2 >

以 上

## セントレックスの位置づけの明確化及び経済環境等を踏まえた本則市場の上場審査の見直し等に係る上場制度の整備について

平成24年 2月29日

株式会社名古屋証券取引所

## I. 趣 旨

当取引所は、「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」において取りまとめられ、昨年6月に公表された「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」に基づき、当取引所の新興市場であるセントレックスの位置づけ等について検討を行ってまいりました。

セントレックスは、高い成長可能性を有する中堅・中小企業を上場対象として開設する市場であり、現在までに累計35社の企業が新規上場をし、そのうち約2割の会社が着実に成長して本則市場に市場変更するなど、当初の目的に照らして一定の成果を上げています。

そこで当取引所は、セントレックスを「近い将来の本則市場（市場第一部・市場第二部）へのステップアップを視野に入れた企業向けの市場」として市場コンセプトを再確立するとともに、その位置づけの明確化のために、セントレックスから本則市場（市場第一部・市場第二部）への市場変更を促進するための対応を行う一方、上場後にビジネスモデルが崩壊し業績の低迷が続く企業を退出させる新たな上場廃止基準を新設することとします。

また、当該工程表に記載されている金融庁アクションプランに関連した他の取引所の取組等を参考に、上場審査プロセスの効率化のための取組等を実施します。

併せて、高度経済成長期に企業が右肩上がりの成長を遂げていることを前提として策定された継続性・収益性に関する上場審査基準の見直しや、近年の市況環境に照らして過度に高い水準となっている直接市場第一部に上場する場合の時価総額基準の引下げなど、近年の経済環境等を踏まえた本則市場の上場審査の見直しを行うなど、その他所要の上場制度の整備を行います。

## II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. セントレックスの位置づけの明確化 (1) 上場市場の変更手続きの見直し		※セントレックスから本則市場（市場第一部・市場第二部）への市場変更を促進する趣旨です。
①提出書類の簡素化	・上場市場の変更申請に係る提出書類の一部を省略することができることとします。	・上場市場の変更申請書の添付書類を、変更申請を決議した取締役会の議事録の写し、直前事業年度の有価証

項目	内容	備考
<p>②変更審査料の減額</p> <p>③市場変更審査の見直し</p> <p>④予備申請の新設</p> <p>(2) セントレックスの上場廃止基準の項目の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場市場の変更審査料は、50万円とします。</li> <li>・ セントレックス上場時から会社の事業内容、内部管理体制等に大きな変更がない場合の市場変更審査については、上場後の状況を中心に確認する手法へと変更します。</li> <li>・ 市場変更申請においても、予備申請を可能とします。</li> <li>・ 4年間継続して営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが負の場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローが正とならないときは、上場を廃止することとします。</li> </ul>	<p>券報告書、当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」、当取引所所定の「株式の分布状況表」とするほか、その他市場変更申請に必要な書類のうち、公表されている資料で代用できるものについては、提出を省略できることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行は100万円。</li> </ul> <p>※現在は市場第二部への新規上場審査と同様の審査を改めて実施していますが、上場後間もない市場変更審査については、新規上場時の審査との重複を避け合理化する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規上場後、概ね3年以内の審査が対象となることを想定しています。</li> <li>・ 一部指定審査においても同様とします。</li> <li>・ 一部指定申請においても同様とします。</li> </ul> <p>※ビジネスモデルが崩壊した上場会社を放置することは、市場の信頼性をき損するものであるとの考えから、業績に係る上場廃止基準を新設します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行日以後、新たにセントレックスに上場する会社については、成長可能性に着目した市場区分特性を踏まえ、新規上場後3年間は適用を猶予します。</li> <li>・ 経過措置として、施行日において現にセントレックスに上場している会社については、平成24年4月以後に開始する事業年度を1年目として取扱います。</li> </ul>
<p>2. 上場審査プロセスの効率化のための取組等</p> <p>(1) 標準審査期間の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場申請が行われた場合の上場審査については、本則市場の場合は3か月以内、セントレックスの場合は2か月以内に完了するよう努めるものとします。</li> </ul>	<p>※上場審査に要する期間について新規上場申請者の予見可能性を高める趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部指定審査及び市場変更審査については本則市場の</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>(2) 「推薦書」の提出時期の見直し</p> <p>(3) 引受審査内容の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場申請時に幹事取引参加者に提出を求めている「推薦書」については、当取引所が上場を承認するまでに提出すれば足りるものとします。</li> <li>セントレックスの新規上場申請者の幹事取引参加者は、公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面を当取引所に提出することとします。</li> </ul>	<p>審査に準じます。</p> <p>※幹事取引参加者の行う審査と並行して上場審査を行うことにより、審査期間の短縮を図る趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「セントレックスへの新規上場申請者の成長可能性等に係る書面」についても同様とします。</li> </ul> <p>※上場審査において論点となり得る点をより早期に把握することにより、審査の実効性を向上させる趣旨です。</p>
<p>3. 経済環境等を踏まえた本則市場の上場審査の見直し</p> <p>(1) 「企業の継続性及び収益性」の審査の見直し</p> <p>(2) 「利益の額」の基準の見直し</p> <p>①対象利益の見直し</p> <p>②一部指定基準における期間及び水準の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「企業の継続性及び収益性」の審査のうち、損益及び収支の見通しに関する観点では、利益計画及び収支計画が合理的に策定されており、その計画において安定的に利益を計上することができる見込みがあることを確認することとします。</li> <li>「利益の額」とは、経常利益をいうものとします。</li> <li>最近2年間における利益の額の総額が5億円以上であることとします。</li> </ul>	<p>※現在は上場前後の業績見通しが良好であることを要件としていますが、今後は上場後において安定的に利益を計上することができることが確認できれば上場可能とする趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部指定審査についても同様とします。</li> </ul> <p>※現在は、経常利益又は税引前当期純利益とのいずれか低い額としていますが、偶発的に発生した特別損失により基準を充たせなかった会社も実質審査の対象とできるように見直す趣旨です。</p> <p>※現在は、「2期前1億円以上かつ直前期4億円以上」又は「3期前1億円以上、直前期4億円以上かつ3年間合計6億円以上」を要件としていますが、短期的な業績悪化により基準を充たせなかった会社も実質審査の対象とできるように見直す趣旨です。</p>

項目	内容	備考
(3) 「時価総額」の基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場日における時価総額が500億円以上となる見込みのあることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※現在は1,000億円以上となる見込みのあることを要件としていますが、最近の市場環境を踏まえ水準を見直す趣旨です。</li> <li>・時価総額の基準の充足にあたっては、あわせて最近1年間における売上が100億円以上であることが必要となります（現行どおり）。</li> <li>・一部指定基準においても同様とします。</li> </ul>
(4) 「純資産の額」の基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場時において3億円以上となる見込みがあれば足りるものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※現在は上場申請日の直前事業年度の末日の額を審査対象としていますが、今後は新規上場に伴う公募による調達見込額等を加算可能とする趣旨です。</li> <li>・一部指定基準においても同様とします。</li> </ul>
(5) 上場会社監査事務所による監査義務付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規上場申請者は、「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）の監査を受けていることを要件とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※財務諸表の信頼性向上のための対応です。</li> <li>・上場会社監査事務所とは、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所をいいます。</li> <li>・セントレックスの新規上場申請者についても同様とします。</li> <li>・上場会社についても、上場会社監査事務所（準登録されているものを含む。）の監査を受けることを義務付けます。</li> </ul>
(6) 直接市場第一部に上場する場合の上場時価総額基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場日において250億円以上となる見込みがあれば足りるものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※現在は上場日において500億円以上となる見込みがあることを要件としていますが、最近の市場環境を踏まえ水準を見直す趣旨です。</li> </ul>
(7) 一部指定基準における「売買高」基準の審査対象期間の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部指定申請日の直前6か月間を審査対象とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※現在は、一部指定申請日の直前事業年度（又は第2四半期会計期間）の末日以前6か月間を審査対象としていますが、より直近の期間を審査対象とする趣旨です。</li> </ul>

項目	内容	備考
(8) 上場申請の不受理要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場申請者が解散会社となる合併等を予定している場合であっても、実質的な存続性が認められ、かつ、上場日以前に合併等が実施される見込みがあるときは上場申請を受理します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※現在は実質的な存続性があっても存続会社でなければ上場申請を受け付けませんが、これが上場前の機動的な組織再編行為の阻害要因となっているとの指摘を踏まえ見直す趣旨です。</li> <li>・合併等の実施後の会社の株券が上場されることとなります。</li> </ul>
(9) 非上場の親会社等を有する場合の新規上場申請時の提出書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>親会社等が有価証券報告書に準じて作成した書面に代えて、「支配株主等に関する事項」及び「非上場の親会社等に関する決算情報」の内容を記載した書面の提出を求めることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※非上場の親会社等に対して過度な負担を求めているとの指摘を踏まえ、上場後に求められる適時開示の内容と同一の書類を提出することで足りることとする趣旨です。</li> <li>・セントレックスへの新規上場申請についても同様とします。</li> <li>・市場変更申請については不要とします。</li> </ul>
(10) 新規上場申請前の合併等に関する提出書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場申請者が新規上場申請前に合併等を実施している場合に被合併会社の概要書等の提出を求める水準は、当該合併等が新規上場申請者の財務諸表等に与える影響が50%以上である場合とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※現在は新規上場申請者の財務諸表等に与える影響が20%以上である場合に提出を求めています。これが上場前の機動的な組織再編行為の阻害要因となっているとの指摘を踏まえ見直す趣旨です。</li> </ul>
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他所要の改正を行うものとします。</li> </ul>	

### Ⅲ. 実施時期（予定）

平成24年4月を目途に実施します。

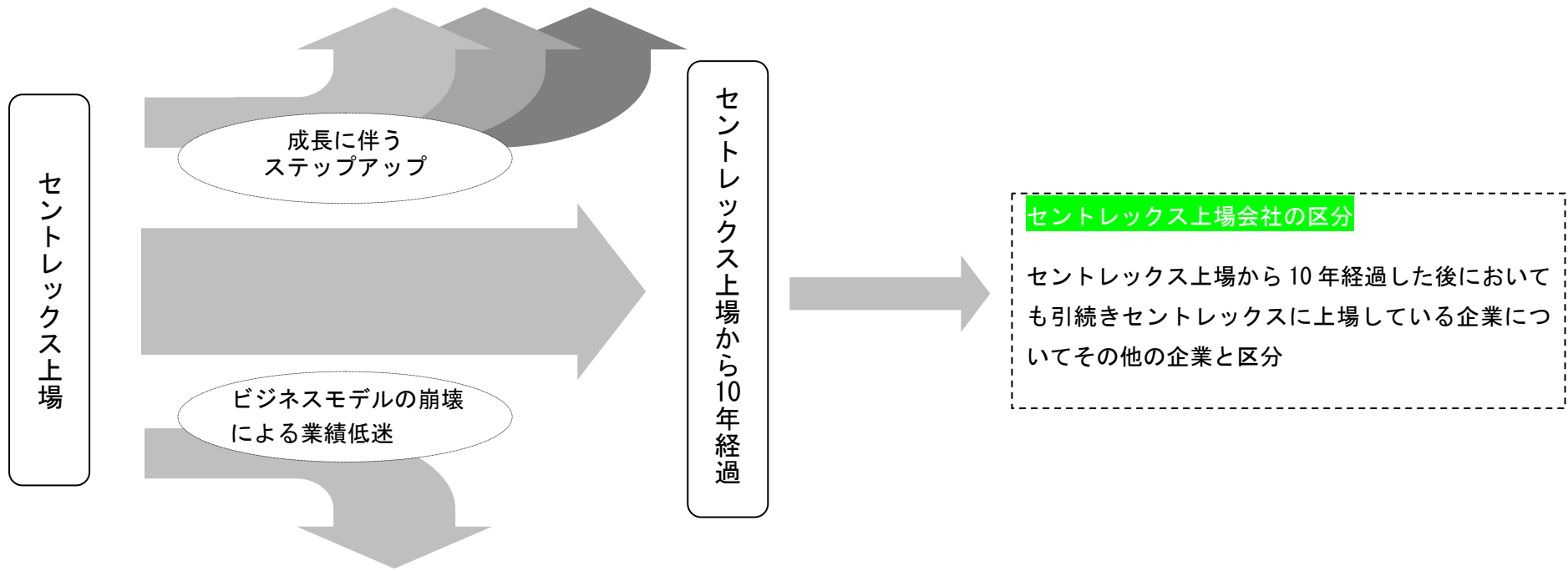
以上

# セントレックスの位置づけの明確化（イメージ）

市場コンセプト：「近い将来の本則市場（市場第一部・市場第二部）へのステップアップを視野に入れた企業向けの市場」

**市場第一部・市場第二部へのステップアップ促進策**

- ◎上場市場の変更申請に係る提出書類の簡素化
- ◎上場市場の変更審査料の減額
- ◎上場後間もない会社の審査内容の合理化
- ◎予備申請制度の新設



**ビジネスモデルの崩壊により業績低迷が続く企業への対応**

- ◎営業利益等に係る上場廃止基準の新設

□ : 上場制度の改正を伴うもの  
□ (dashed) : 上場制度の改正を伴わないもの

## 上場審査プロセスの効率化のための取組等

### 標準上場審査期間の設定

申請受理後、本則市場は3か月以内、セントレックスは2か月以内に審査を終了するよう努める

### 「推薦書」提出時期の見直し

幹事取引参加者が提出する「推薦書」の提出時期について、上場承認までに見直し

※セントレックスは「成長可能性等に係る書面」

### 引受審査内容の提供

幹事取引参加者は公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項を記載した書面を提出


※セントレックスのみ

- ・ 上場審査スケジュールの事前提示
- ・ 上場に至らない場合の文書による明確な理由等の説明
- ・ 反社会的勢力の関与等について確認すべき範囲や審査の取扱いの整理・見直し

### 【その他】

- ・ アナリストカバー率の拡大に向けた取組みの実施

 : 上場制度の改正を伴うもの

 : 上場制度の改正を伴わないもの



## 経済環境等を踏まえた本則市場の上場審査の見直し

「企業の収益性」基準の見直し

- ・ 上場後に安定的に利益を計上できることを確認

「利益の額」基準の見直し

- ・ 事業そのものの収益力で判定
- ・ 増益基調を前提としない（一部指定基準）

「時価総額」基準の見直し

※利益基準を充たせない場合の基準

- ・ 最近の市場環境を踏まえて見直し  
（1000 億円以上から 500 億円以上に）

「純資産の額」基準の見直し

- ・ 新規上場に伴う公募による調達見込み額等を加算可能とする

上場会社監査事務所による監査義務付け

- ・ 財務諸表の信頼性向上のため  
※セントレックスも同様

直接一部上場時の「時価総額」基準の見直し

- ・ 最近の市場環境を踏まえて見直し  
（500 億円以上から 250 億円以上に）

一部指定基準における「売買高」対象期間の見直し

- ・ 一部指定申請日の直前 6 か月間を審査対象とする

上場申請の不受理要件の見直し

- ・ 解散会社となる合併等を予定している場合でも一定の要件を満たすときは上場申請を受理

親会社等を有する場合の提出書類の簡素化

- ・ 新規上場申請時に提出する書類を上場後の適時開示の内容と同様に簡素化  
※セントレックスも同様

新規上場申請前の合併等に関する提出書類の簡素化

- ・ 新規上場申請前に合併等を実施している場合における書類提出の基準を緩和

平成23年金融商品取引法改正及び売買単位の集約に係る上場制度の整備等について

平成24年 2月29日  
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

政府の「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）の実現に向けて、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第49号）が本年4月より施行され、我が国における新株予約権無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オフERING）の利用の円滑化を図るため開示制度が整備されるとともに、外国企業による我が国での資金調達を促進するため英文開示の範囲が拡大されることを踏まえ、上場制度についても所要の整備を行うこととします。

加えて、東日本大震災の影響等を踏まえ延期していた「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日公表）を推進するための制度整備を行うなど、所要の見直しを行うこととします。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
<p>1. 金融商品取引法の改正を踏まえた対応</p> <p>(1) 新株予約権の上場基準の見直し</p> <p>(2) 英文開示の範囲拡大への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主平等原則の趣旨に反することが明らかな場合など、公益・投資者保護の観点から適当でないと認められる場合には、上場を承認しないこととします。</li>   <li>・外国会社は「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の作成に際して外国会社届出書（外国市場において外国の法令等に基づいて英語で開示されている有価証券届出書に類似する書類）を利用できることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※新株予約権の上場の可否についての予測可能性を高めるため、例外として上場を承認しない場合を明確化する趣旨です。</li> <li>・外国居住株主による新株予約権の行使を制限するライツ・オフERINGにおいて、その制限の必要性又は相当性が認められないことが明らかな場合には、左記の場合に該当するものとします。</li>   <li>・外国会社報告書を有価証券報告書として取り扱うなど、英文開示の対象とされている他の法定開示書類についても必要な手当てを行います。</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>2. 売買単位の集約に向けた対応</p> <p>(1) 100株と1000株への集約</p> <p>(2) 100株への統一に向けた努力義務の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場会社に対して、単元株式数を100株とすることを義務づけます。ただし、現在、単元株式数が1000株となっている上場会社は除きます。</li> <li>・上場会社が、単元株式数を100株とすることを、企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単元株式数が1株、10株又は500株となっている上場会社は、平成26年4月1日までに、100株に移行するものとします。</li> <li>・同日までに移行しなかった上場会社は、公表措置の対象とします。</li> </ul> <p>※将来的に100株単位に統一することを念頭において、現在、単元株式数が1000株となっている上場会社の100株への移行を促進するために、努力義務を課すものです。</p>
<p>3. その他</p> <p>(1) 事業再生ADRに基づく整理を行う場合の債務超過基準の特例</p> <p>(2) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び関連する実務指針等への対応</p> <p>(3) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場会社が、事業再生ADRに基づく整理を行うことにより2年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合について、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。</li> <li>・会計方針の変更又は表示方法の変更が行われた場合に開示されることとなる比較情報の数値は、上場諸基準への適合性の判断には利用しないこととします。</li> <li>・その他所要の改正を行うものとします。</li> </ul>	<p>※事業再生ADRの利用が拡大していることを踏まえ、「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合と同様の特例を新設する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定替えについても1年間の猶予期間を新設します。</li> </ul>

### Ⅲ. 実施時期（予定）

平成24年4月を目途に実施します。

以上